

マンション総合対策モデル事業  
調査事業を実施する者の公募についての公示

令和 7 年 9 月 2 日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、マンション総合対策モデル事業（調査事業）を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、令和7年度予算によるマンション総合対策モデル事業（調査業務）を行う者を公募するものであり、マンション総合対策モデル事業（マンションストック長寿命化等モデル事業または老朽マンション対策モデル事業）による計画や工事の募集とは異なります。

1. 事業概要

(1) 事業名

改正法を踏まえた管理不全マンションの再生手法等の検討調査

(2) 事業目的

今後、高経年のマンションが急増することを踏まえると、建替え等の検討時期を迎えるマンションも増加することが見込まれる。こうしたマンションの中には、その立地状況等により十分な事業性が確保されず、デベロッパー等の事業協力者の参加が見込めない、いわゆる自主建替えを行わなければならないマンションも存在する。今般、令和7年5月に「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、新たな再生手法（建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等）が創設された。建物の長寿命化を図っていくためには、各マンションの実態に応じ、自主建替えを含めた、様々な再生手法を適切に実施しなければならないが、管理組合を支援する専門家や地方公共団体の実務のノウハウ等の蓄積がされておらず、その困難性が指摘される。

以上を踏まえ、本事業では、改正法を踏まえ今後増加が想定される様々な再生手法の活用の円滑化を図るため、ケーススタディ等を通じ、実態把握や課題整理、対応策の検討等を行うものとする。

(3) 事業内容

- ① 管理不全マンションの再生等に向けた各種再生事例の収集・分析
- ② 法改正を踏まえた管理不全マンションの再生等に向けた各種再生手法をサポートする専門家のあり方に関する検討
- ③ 地方公共団体における法改正を踏まえた管理不全マンションの再生等に向けた各種再生手法にかかる関与のあり方に関する検討 等

(4) 事業期間（予定）

令和7年9月頃 ～ 令和8年3月31日

## 2. 補助対象事業者の要件

### ○形式審査

#### (1) 補助対象の事業者

民間事業者 等（事業遂行が可能である体制を有していること。）

#### (2) 補助事業の内容

- ・ 1. (3) の支援の対象となる事業内容を満たしていること。
- ・ 知り得た情報の秘密保持を厳守すること。
- ・ 補助事業で得られたデータや調査結果等について、国土交通省への情報提供に協力すること。

### ○内容審査

#### (3) 補助対象事業者の要件

- ・ 1. (3) の事業を行い得る組織体制であること。
- ・ 事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

#### (4) 補助事業の内容

- ・ マンションの建替え等の円滑化に関する施策がより効果的かつ効率的に推進するための実態把握・検討が見込まれるもの。
- ・ 補助事業の内容や調査の手法等について合理性が高く、課題解決に対する効果や寄与度が高いと見込まれるもの。
- ・ 事業主体が、補助事業を実施し、当該地域における課題の解決だけに止まらず、全国的に当該実態調査・検討によるノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通する課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者等に対して有益な取組みと見込まれるもの。

※ 詳細は募集要領の審査基準を確認すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 担当：高松

電話 03-5253-8111（内線39916）

電子メール takamatsu-s2by @mlit.go.jp

#### (2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付  
募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当部局まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年9月16日（火）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ申込書1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出。  
ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可能とする。  
なお、電子メールで提出する場合は、当該メールを送信後、上記担当部局までその到着を確認すること。

※詳細は募集要領を確認すること。

### 4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

### 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、応募者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。

(7) 詳細は募集要領による。